

知多市公告第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき実施する物品の売払いは、次のとおりである。

令和8年5月28日

知多市長 伊藤 清一郎

1 入札に付する事項

物件番号1	普通特種車	いすゞ2tパッカー車	平成23年式	1台
物件番号2	普通特種車	いすゞ2tパッカー車	平成25年式	1台
物件番号3	普通特種車	いすゞ2tパッカー車	平成25年式	1台
物件番号4	普通特種車	いすゞ3.5tパッカー車	平成23年式	1台
物件番号5	普通特種車	いすゞ3.5tパッカー車	平成24年式	1台
物件番号6	普通乗用車	トヨタクラウン	平成19年式	1台

2 入札者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

知多市役所財政課

(2) 日時

令和8年6月15日（月）から入札書提出の日時まで

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札書提出の場所

知多市役所財政課

(2) 入札書提出の日時

令和8年6月15日（月）から同月30日（火）までの午前9時から午後4時までの間（土曜日、日曜日を除く）とする。ただし、令和8年6月30日

(火) は、午後 1 時までとする。郵送で提出する場合は、令和 8 年 6 月 29 日 (月) 必着とする。

(3) 開札日時

令和 8 年 6 月 30 日 (火) 午後 1 時

5 入札の無効に関する事項

知多市契約規則 (昭和 45 年知多市規則第 19 号) 第 13 条第 1 号及び第 3 号から第 9 号までに該当する入札

6 入札保証金に関する事項

知多市契約規則第 12 条第 3 号により免除

7 その他必要な事項

(1) 入札方法

ア 入札は知多市建設工事関係等入札者心得書により行う。

イ 入札書提出日付、物件番号、物件名、入札金額、住所、氏名及び電話番号を記入し、押印した入札書を作成し、住所、氏名、電話番号、物件番号及び「入札書在中」と記入した封筒に入れ、市役所財政課へ持参又は郵送 (一般書留又は簡易書留) にて提出すること。また、本人確認のため、入札者 (代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人) の運転免許証等公的機関発行の本人確認書類を持参の場合は提示、郵送の場合は写しを添付すること。なお、下見を希望する者は、物件番号 1 から 5 まではごみ対策課、物件番号 6 は財政課へ連絡すること。

(2) 条件

ア 買取り後、直ちに廃車手続又は名義変更をし、車体の文字等を消すこと。

また、これらの手続等が完了次第、自動車検査証等の写しと文字等を消したことがわかる車体外観の写真を速やかに提出し、確認を受けること。

イ リサイクル預託金額を支払うこと。

ウ 修理が必要となる場合もある。

エ 車両は現状渡して、引渡し後の不調や故障等の補償は一切行わない。

(3) 落札者の決定

予定価格以上の価格で最高価格の入札をした者に決定し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とリサイクル預託金額を合計した金額で契約する。落札金額は入札参加者に通知する。

(4) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引き落札者を決定する。

(5) 連絡先

知多市財政課（電話0562-36-2632（直通））

知多市ごみ対策課（電話0562-55-0300（直通））